

## グループホーム・シオンの家 運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社介護支援サービスしろもとが開設する「グループホーム・シオンの家」(以下「グループホーム」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、グループホームの介護職員その他の従業者(以下「介護職員等」という。)が、要支援2及び要介護状態であって認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この規定において同じ。)に対し共同生活住居(介護保健法第7条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この規定において同じ。)において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業は利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身状況を踏まえ、妥当に行わなければならない。

2 事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、配慮して行うものとする。

3 グループホームの管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、内容等について説明するものとする。

4 事業は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

5 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について分かりやすく説明を行う。

6 事業に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命及び身体の保護のため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

7 事業者は自ら提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- ① 名称 グループホーム・シオンの家
- ② 所在地 上浮穴郡久万高原町上野尻甲535番地

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 グループホームに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・介護職員兼務）

管理者はグループホームの従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（非常勤・介護職員兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 13名（常勤6名（うち1名、管理者兼務）非常勤7名（うち1名、計画作成担当者））

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護サービスの提供に当たる。

(入居定員)

第5条 グループホームの入居定員は以下のとおりとし、これを越える利用者を受け入れてはならない。

共同生活住居（ユニット） 1 9名

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする

- ① 共同生活住居及び食事の提供
- ② 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成及び実施
- ③ 食事、入浴、排泄等日常生活上の世話
- ④ 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援
- ⑤ 利用者の病状の急変及び夜間における緊急時の対応
- ⑥ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- ⑦ 利用者が退居時に必要とする指導及び援助
- ⑧ 利用者の家族との連携及び利用者の家族・地域住民との交流の場の確保
- ⑨ その他指定認知症対応型共同生活介護事業として適當と思われるサービスの提供

(利用料等)

第7条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービス該当する場合はその決められた額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを、利用者から徴収するものとする。

- ① 居室料 月額 20,000円

但し月途中の入退居については、日割り計算とする。

- ② 食 費 朝食 350円 昼食 500円 夕食 500円

- ③ 光熱水道費 日額 500円

(冬期暖房費 11月～3月迄 月額2,000円加算)

- |  |    |
|--|----|
| ④ 理美容代   | 実費 |
| ⑤ 介護材料費 (紙パンツ等)                                      | 実費 |
| ⑥ その他日常生活において通常必要になるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 | 実費 |

- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(入退居)

- 第8条 事業は要介護者であって、認知症の状態にある者のうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であるとの確認をしなければならない。
- 3 入居に際しては、利用者又はその家族とグループホームとの間で入居契約を結ぶものとし、契約の際には原則として利用者本人、身元引受人、グループホーム管理者の三者が同席し、契約書に署名・捺印の上、各々が保管するものとする。
- 4 利用者が入院治療を要する等の理由により、当該グループホーム内で必要なサービス提供できないと判断した場合は、速やかに他の介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な処置を講じなければならない。
- 5 利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な適切な指導及び援助を行う。
- 7 利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居する共同生活介護の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない
- 8 その他入居及び退居に当たっての重要な事項は、有限会社介護支援サービスしろもととグループホーム管理者が協議して定めた管理規程及び契約条項に規程するものとする。

(要望又は苦情などの申し出)

- 第9条 利用者及び扶養者は、事業所の提供する認知症対応型共同生活回日サービスに対する要望又は苦情について、介護職員、管理者に申し出ることができます、又は代表者宛の文書で申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第10条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、その損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及び

扶養者は連帶して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(衛生管理・感染症対策)

第 11 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会「感染症対策委員会」を概ね年2回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画)

第 12 条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知とともに、必要な終及び訓練を定期的に実施ものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(パワハラ・セクハラの防止)

第 13 条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ適当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をこうずるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者はグループホーム内で次の行為をしてはならない。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す事。
- ②喧嘩、口論などで他の入居者等に迷惑を及ぼす事。
- ③グループホームの秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。
- ④指定した場所以外で、火気を用いる事。
- ⑤故意にグループホームもしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出す事

(身体拘束)

- 第 15 条 事業者は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察、検討記録等の整備や手続きを行うものとする。

(虐待等の禁止)

- 第 16 条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、入居者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に質することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行いません。

- 1 身体的虐待
- 2 心理的虐待
- 3 性的虐待
- 4 経済的虐待
- 5 放棄・放置

(虐待防止に関する事項)

- 第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待暴威委員会」という)の設置等に関すること
    - ① 虐待防止委員会の設置(委員会の開催は年に 2 回以上)
    - ② 虐待防止のための指針の整備
    - ③ 虐待防止のための研修の実施(採用時研修(採用後 1 カ月以内)・継続研修(年 1 回以上))
  - 2 成年後見制度の利用支援
  - 3 苦情解決体制の整備
  - 4 虐待の防止に関する責任者の選定

(記録の整備)

- 第 18 条 事業所は、次の諸記録、その他重要な帳簿を整備するものとする。
- 一 利用料に関する重要な関係書類
  - 二 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録
  - 三 その他、事業所運営に関する重要な書類
- 2 前項の書類は、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(非常災害対策)

第19条 グループホームの事業者である有限会社介護支援サービスしろもとは、当規程と別途に防災規程を定め、火災、地震等の災害からできうる限り利用者等を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図る。

(その他運営についての重要事項)

第20条 グループホームは介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を隨時設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は介護支援サービスしろもととグループホーム管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成24年 2月 1日から施行する

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する

この規程は、平成25年10月 1日から施行する

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 元年11月 1日から施行する

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 7年11月 1日から施行する